

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年10月6日

月 曜 日

第 3822 号

目 次

公安委員会告示

○富山県交通安全活動推進センターの代表者の変更 1

公 告

○条件付き一般競争入札の実施 2

告 示

富山県公安委員会告示134号

富山県交通安全活動推進センターの代表者の変更について

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の31第 1 項の規定に基づき富山県交通安全活動推進センターとして指定した法人から、代表者を変更する旨の届け出があったので、交通安全活動推進センターに関する規則第 3 条第 2 項の規定により公示する。

平成26年10月6日

富山県公安委員会

委員 長 高 木 繁 雄

	変 更 前	変 更 後	変更年月日
法人の名称	公益財団法人富山県交通安全協会	公益財団法人富山県交通安全協会	平成26年9月1日
代表者の氏名	南 義弘	永原 功	

~~~~~  
公 告  
~~~~~**条件付き一般競争入札の実施について（公告）**

和田川浄水場運転監視業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成26年10月 6 日

富山県公営企業管理者 荒木 勝

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 和田川浄水場運転監視業務委託
- (2) 業務場所 高岡市島新 地内
- (3) 業務概要
 - ・和田川浄水場及び遠方監視制御によるその他施設（子撫川浄水場等）の運転監視
 - ・和田川浄水場の運転監視に係る水質検査及び対象浄水場設備の日常巡視点検
 - ・和田川浄水場の保安監視、緊急事態の連絡及び対応
- (4) 委託期間 平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、平成26年10月20日（月）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

- (1) 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県における建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事又は機械器具設置工事の資格を有する者として登載されていること。
- (3) 過去 5 年以内（平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで）の期間に、上水道（水道法（昭和32年法律第 177号）で定める水道事業及び水道用水供給事

業に限る。)の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で急速ろ過方式の処理能力30,000m³/日以上)の浄水場に限る。)の運転監視業務(排水処理業務のみの場合は除く。)を全日で元請として1年間以上連続して受託した実績を有すること。

なお、当該実績は、受託者のみで運転監視を行っているものを対象とし、委託者の職員と共同で運転監視を行っている場合は、実績とみなさない。

- (4) 富山県内において、本社、支店、営業所又は事業所等を有すること。
- (5) 単体企業として入札参加資格を満たし、参加する者であること(共同企業体による参加は認めない。)
- (6) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料は次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

イ 2の(3)に定める委託業務の実績が証明できる書類(契約書、仕様書の写し)

ウ 富山県内における本社、支店、営業所及び事業所等の所在地が分かる書類

(3) 提出期間

平成26年10月7日（火）から平成26年10月20日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 提出場所

〒939-0094 富山市安住町2番14号

富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）

(5) 提出方法

直接持参により提出すること。

(6) 入札説明書等の交付

入札参加希望者には、(3)に掲げる期間内に(4)に掲げる場所において入札説明書及び仕様書を無償で交付する。

なお、郵送による配付は行わない。

(7) 入札参加資格の確認及び結果の通知

入札参加資格の確認の結果は、平成26年10月28日（火）までに申請者に通知する。

4 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年10月6日（月）から平成26年11月5日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県企業局経営管理課管財係

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県企業局のホームページ（下記URL）に掲載し、公表する。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/7100/index.html

5 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年10月29日（水）から平成26年10月31日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県企業局経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、平成26年11月7日（金）までに文書により行うものとする。

6 設計図書等の配付

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知を受けた者には、設計図書等を無償で配付する。
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成26年10月29日（水）から平成26年11月5日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県企業局経営管理課管財係

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県企業局のホームページ（下記URL）に掲載し、公表する。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/7100/index.html

7 入札方法及び日時、場所等

- (1) 入札方法

出場入札

- (2) 入札及び開札の場所

富山市安住町2番14号 北日本スクエア10階

富山県企業局第2会議室

(3) 入札及び開札の日時

平成26年11月14日（金）午後 2 時より

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

(4) 2 のただし書に規定する場合に該当する入札

10 入札の方法

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

(1) 富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第 5 号）第25条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

12 その他

(1) 当該委託業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県企業局の契約に関する規程、関係法規及び入札心得の定めるところによる。

-
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該委託業務に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替いを認めない。
 - (6) 契約の締結及び契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 - (7) その他不明な点については、富山県企業局経営管理課管財係（電話076-444-2139）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

入札参加資格確認申請書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

平成26年10月 6 日付けで公告のあった、下記の業務に係る入札に参加する者に必要な資格について確認されたく、申請します。

記

- 1 委託業務名 和田川浄水場運転監視業務委託
- 2 入札に参加する者に必要な資格

| 内 容 | 該当・非該当の別(※) |
|--|-------------|
| (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。 | (該当・非該当) |
| (2) 富山県における建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事又は機械器具設置工事の資格を有する者として登録されていること。 | (該当・非該当) |
| (3) 過去5年以内(平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)の期間に、上水道(水道法(昭和32年法律第177号)で定める水道事業及び水道用水供給事業に限る。)の用に供する国内の浄水場(河川表流水取水で急速ろ過方式の処理能力30,000㎡/日以上)の浄水場に限り。)の運転監視業務(排水処理業務のみの場合は除く。)を全日で元請として1年間以上連続して受託した実績を有すること。
なお、当該実績は、受託者のみで運転監視を行っているものを対象とし、委託者の職員と共同で運転監視を行っている場合は、実績とみなさない。 | (該当・非該当) |
| (4) 富山県内において、本社、支店、営業所又は事業所等を有すること。 | (該当・非該当) |
| (5) 単体企業として入札参加資格を満たし、参加する者であること(共同企業体による参加は認めない)。 | (該当・非該当) |
| (6) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該委託業務の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。 | (該当・非該当) |
| (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。 | (該当・非該当) |

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。